

「光輪閣メモリアルクラブ」入会申込書

私は貴会員制度の規約及び趣旨を、承認・理解した上で入会契約を申し込みます。
また本契約の会員特典が他の特典制度と併用できない事についても承諾いたします。

NO. _____

(控)

【注意事項】

本入会申込書への記入につきましては、必ず太枠内を自署にてご記入下さい。
また、押印欄には必ずご捺印下さい。

加入年月日			入会区分
年	月	日	A. 新規 B. 継続 C. 再加入

加入者氏名	フリガナ _____ 様
-------	--------------------

申込者印	
------	--

性別	男・女
----	-----

生	年	月	日
大・昭 平・令			

現住所	フリガナ 〒 _____
-----	-----------------

電話番号	() _____
------	-----------

会員種別	_____
------	-------

家族構成	名前	続柄	生	年	月	日	名前	続柄	生	年	月	日
		_____		大・昭 平・令	年	月	日	_____		大・昭 平・令	年	月
	_____		大・昭 平・令	年	月	日	_____		大・昭 平・令	年	月	日
	_____		大・昭 平・令	年	月	日	_____		大・昭 平・令	年	月	日

「光輪閣メモリアルクラブ」会員規約

第1条 目的

「メモリアルクラブ」(以下この会といいます)は、会員とその家族の葬祭の施行、及びそれに付帯する業務の施行に関して、豊富な経験と実績、そして地域の皆様に密着した安心と有利な取り扱いが受けられるよう便宜をはからうほか、葬祭全般についての各種相談にお応えするとともに、会員の豊かな生活設計の一助とすることを目的とします。

第2条 名称

この会の名称は、メモリアルクラブとします。

第3条 事務局

この会の事務局は、下記の場所に置きます。

- 所在地/愛媛県松山市内浜町19番27号
- 連絡先/株式会社 寺田商店

第4条 運営

この会は、次の機関及び役員により運営されます。

- 代表/株式会社寺田商店の代表役員を会長とし、この会を代表します。
- 事務局/事務局員は会長が任命し、この会の運営に当たります。

第5条 特典

会員及び入会申込書に記載のある同居の親族全員が、つぎの特典を利用することができます。

- 葬儀式/株式会社寺田商店で、会員特別料金(基本葬儀料金の10%割引料金)の特典を受けることができます。
- お供え物/株式会社寺田商店で、会員特別割引(5%割引料金)の特典を受けることができます。
- 通夜・葬儀における光輪閣式場使用料割引特典/通夜・葬儀において光輪閣を利用する際、規定の使用料の50%の割引特典を受けることができます。
- 法要における光輪閣法要利用料割引特典/各種法要・霊祭において光輪閣を利用する際、割引特典を受けることができます。
- 仏壇・仏具の割引特典/株式会社寺田商店にて仏壇・仏具を購入する際、一般価格より格安な会員特別価格で仏壇・仏具等の購入ができる特典を受けることができます。

第6条 入会

この会への入会は、この規約をご確認の上、届出書に必要事項を記入し、入会金を添えてお申込みください。

入会金 10,000円(税込)
入会後は、会費等は不要です。

第7条 会員証

①入会手続き完了後に対しては、1名につき1枚の会員証を発行します。

なお、会員証の所有権はこの会に属します。

②会員は、善良なる管理者の注意をもって会員証の使用・保管するものとします。

③会員証は、原則として会員に限り使用でき、他人に貸与、譲渡等はできません。

④会員証の有効期限は、会員が退会するまでとします。但し、会員の権利は名義人死亡により消滅します。

⑤会員証は、原則として再発行しません。但し、紛失、盗難、滅失等でこの会が認めた場合に限り、再発行するものとします。この場合には、会員証再発行にかかる実費を申し受けることとします。

第8条 加入の通知

会員の加入通知は、会員証の発行をもって通知とします。

第9条 届出の変更

会員が届出た住所・氏名等に変更があった場合には、その旨を速やかに、この会に通知しなければなりません。

第10条 退会

会員は、いつでも会員証をこの会に返却し、退会することができます。但し、この場合、入会金はお返しいたしません。

第11条 クーリングオフ

この会への入会申込みは、申込日からその日を含め8日を経過するまでは、申込みを撤回することができます。申込みの撤回は、必ず書面により前記の期間内(郵送の場合は10日以内の消印有効)に申込みを撤回する旨の意思を明記し、申込人の住所、氏名を署名・捺印(申込書と同一印)の上、この会宛に通知するものとします。

第12条 本規約の改定等

株式会社寺田商店は、本規約を任意にいつでも改定することができるものとし、本規約に追加の規定、条件等を定めることができます。またその場合、株式会社寺田商店はその影響およびサービスの運営状況などに照らし、適切な時期および適切な方法(ウェブサイト等での告知)により、会員に情報提供を行うものとします。

第13条 その他

この規約に定めない事項または変更は、公序良俗に従い、善意をもって対処することとします。

付則 令和4年2月1日より施行します。

株式会社 寺田商店

本社・光輪閣内浜別館 松山市内浜町19-27 TEL 089-952-0220

光輪閣メモリアルクラブ事務局 ☎(089)952-0220

入会担当	_____
------	-------

取扱者	_____
-----	-------